

高知市地域おこし協力隊（企業型隊員）募集要領

（鏡地域を拠点とする高知市域の林業支援等）

高知市は、高知県のほぼ中央部に位置する人口約 32 万人の中核市です。海・山・川がすぐそばにありながら、暮らしに必要な施設が整ったちょうどいい地方都市。「自然の中でリフレッシュしながら、自分のペースで丁寧に暮らしたい」そんな方にぴったりの街です。

都市部には行政機関や商業施設など、都市機能が集中していますが、自動車で 30 分も走れば、中山間地域や田園地域、太平洋に面した沿岸地域といった自然豊かな環境が広がっており、本市ではこれらが調和したまちづくりを目指しています。

一方で、中山間地域では人口減少や少子高齢化が進み、基幹産業の衰退、地域行事・伝統文化の担い手不足など、様々な課題が顕在化しています。林業についても担い手不足は深刻な課題となっており、すでに適切な森林整備ができる範囲が限定的になってきている状況です。このままでは長期的な森林経営が困難になる可能性も考えられます。

そこで、本市では特に人口減少が深刻な鏡地域において、林業に従事し、高知市の林業を活性化させると同時に、地域課題に向き合いながら、新たな視点で地域住民とともに地域活性化に取り組む「地域おこし協力隊」の隊員を募集します。

1 募集人数

1 名

2 応募資格

次の(1)～(8)の要件を全て満たす方とします。

- (1) 現に 3 大都市圏をはじめとする都市地域又は条件不利区域を除く一部条件不利地域に住所を有し、地域おこし協力隊として採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を高知市に移し、かつ、住民票を異動できる方

【参考】

地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、「8 提出・問い合わせ先」までお問い合わせください。

※ 総務省ホームページ「地域要件確認表」はこちらをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf



- (2) 地域の基幹産業である林業に関心が高く、未来を見据えた活動ができる方
- (3) 心身ともに健康で、地域協力活動に積極的に取り組む意欲と情熱を持った方
- (4) 地域の活動やイベントに積極的に参加できる方
- (5) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も、高知市に定住し、就農、就業又は起業しようとする意欲がある方
- (6) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方（AT 限定不可）

- (7) パソコンの基本操作（ワード及びエクセルによる文書作成・表計算等）ができる方
- (8) 次の①～④に該当しない方（地方公務員法第 16 条の欠格条項）
- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ② 高知市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 活動地域及び活動内容

(1) 活動地域

高知市北部の中山間地域に位置する鏡地域

高知市鏡地域は、鏡川の中流域に位置し、市街地から車でわずか 20 分ほどの距離にある中山間地域です。

美しい自然が豊かな地域で、鏡地区のシンボルである鏡ダムの周辺は桜の名所となっています。鏡ダム下流には鮎釣りのポイントもあり、季節によって様々な景色を楽しむことができます。

近年は人口減少や少子高齢化が進行しており、住民の定着や地域活性化に加え、基幹産業である林業の担い手不足、林業の衰退が地域の課題となっています。

(2) 活動内容

地域おこし協力隊の活動は、高知市地域おこし協力隊員設置要綱（令和 7 年 4 月 1 日制定）に基づき、主に中山間地域で林業に従事しながら地域の活性化に向けて取り組むため、次の活動を行います。

① 林業支援

- ・ 林業作業員として現場で働き、OJT 研修を通じた技術・知識の習得
- ・ 林業に従事するにあたって必要な資格の取得
- ・ イベントや SNS 等を通じた木材利用や森林保全に関する啓発活動

② 地域力の維持・強化に資する活動

- ・ 地域の行事などへの参加、住民との積極的な交流
- ・ SNS 等による地域の魅力や情報の発信

協力隊員の委嘱期間終了後、地域で生計を立てることを視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。自身の経験を活かして行う任期満了後を見据えた自主企画事業等に取り組んでいただくことも可能です。

4 就労形態及び委嘱期間

身分は高知市森林組合との雇用契約による技術職員となります（高知市との雇用関係はありません）。高知市は地域おこし協力隊（企業型隊員）を委嘱することとし、委嘱期間は令和 8 年 4 月 1 日

（委嘱開始日は、採用決定後に相談可）から最長で令和 11 年 3 月 31 日（年度更新で最長 3 年間）までの予定です。

5 勤務条件等（高知市森林組合の定める技術職員就業規則による）

(1) 勤務地

高知市森林組合 高知市鏡小浜 8

主な活動場所は作業現場（市内各所）で、勤務は現場へ直行、直帰を基本とします。

(2) 勤務日及び勤務時間

・勤務日 月曜日～金曜日の 5 日間（ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)は除く。)

・勤務時間 午前 8 時～午後 5 時（休憩時間 計 60 分）を基本とします。

(3) 休日

- ・土曜日、日曜日
- ・祝日法による祝日
- ・年末年始 6 日間（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
- ・盆休み（8 月 14 日から 16 日まで）

地域の行事やイベント等に従事するなど、休日に職務を行うことも想定されます。

休日等に職務を行った場合は休日の振替や時間外勤務手当の支給で対応します。

(4) 給与等

・基本給 180,000 円（月平均労働日数 20 日で計算 日額 9,000 円）
※給与等から社会保険料等の本人負担分、税金等が控除されます。

・支給日 月末締め翌月 16 日支払い

・昇給 年 1 回

・賞与 年 3 回（6 月・12 月・4 月）（平均 4 か月程度／年）
※1 年目は賞与なし（寸志程度）

・手当 通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当、機械損料等支給

(5) 有給休暇等

- ・年次有給休暇 就業後 6 ヶ月後に 10 日付与
- ・特別休暇 育休、産休ほか特別休暇あり

(6) 保険等

社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、林業退職金共済）に加入

(7) 兼業

委嘱終了後の自立に向けた兼業は、勤務時間外、「5-(2) 休日」に定める日において、業務に支障のない範囲で可能とします。ただし、兼業をする場合は高知市森林組合長に申請したうえで、許可を得る必要があります。

(8) その他

- ① 委嘱期間中の住居は、鏡今井地区にある市営住宅または民間の賃貸借物件のいずれかを選び、ご自身で契約していただくことになります。（市営住宅は改修予定のため、すぐに入居できない

可能性があります。)

なお、委嘱期間中は高知市から予算の範囲内で、上限 50,000 円以内の家賃補助を行います。

※別途ご自身で補助金の申請手続きが必要です。

- ② 勤務時間中、活動に使用する自動車を高知市が用意することができます。なお、中山間地域では公共交通機関が少ないため、日常生活の移動手段として自家用車を用意することを推奨します。
- ③ その他活動に要する経費は、活動計画の内容に基づき、高知市森林組合が支出します。

※内容等については事前に調整が必要です。

6 応募方法等

(1) 応募方法

次に掲げる①～⑤の書類を「8 提出・問い合わせ先」に持参（週休日及び祝日法による休日を除く日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分とする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

① 高知市地域おこし協力隊応募用紙（様式 1）

応募条件確認及び応募動機等を記入してください。

② 履歴書

履歴書に必要事項を記入の上、提出日から 3 か月以内に撮影した写真を添付してください。

免許・資格等は活動内容に関わらず、すべて記入してください。

③ 作文

「5 年後の地域と私」（地域おこし協力隊の活動を通して描く 5 年後の姿）をテーマに、400 字以上 1,000 字以内で作成し、提出してください。用紙サイズは A 4 で、書式は自由です。

④ 住民票の写し（提出日から 3 か月以内に発行したもの。）

⑤ 運転免許証の写し（普通自動車運転免許・AT 限定不可）

(2) 募集受付期限

令和 7 年 12 月 19 日（金） 午後 5 時（必着）

7 選考

(1) 1 次選考（書類審査）

書類審査の上、12 月下旬を目途に、結果を応募者全員に書面で通知します。合格者については、併せて電話等で連絡しますので、日中に連絡のとれる電話番号を応募用紙にご記入ください。

(2) おためし体験プログラム

1 次選考の合格者を対象に、高知市において 2 泊 3 日のおためし体験プログラムを実施します。

① 実施日 令和 8 年 1 月 23 日（金）～25 日（日）

② 行程（予定）

1 月 23 日（金） PM～（半日）	J R 高知駅集合→オリエンテーション→先輩地域おこし協力隊の活動紹介・ 質疑応答等→高知市内宿泊施設（泊） ※ 1 日目のプログラム終了後、先輩移住者との交流会を予定しています。
------------------------	--

1 月 24 日（土） （終日）	活動地域の紹介→鏡今井地区市営住宅の見学、高知市森林組合との意見交換 高知市内宿泊施設（泊）
1 月 25 日（日） AM～（半日）	体験プログラムに係る感想及び発表

③ 留意事項

- ・ おためし体験プログラムの参加は2次選考のための必須条件となります。
- ・ 自宅～J R 高知駅の間に要する交通費、先輩移住者との交流に係る飲食費は個人負担となります。

ただし、2泊3日のおためし体験プログラム参加に係る費用（宿泊費・食費等の滞在費・移動に係るバス代等）については高知市で負担します（自宅～J R 高知駅間の交通費、先輩移住者との交流に係る飲食費は除く）。

- ・ 別途、現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも可能です（おためし体験プログラムの実施時間は除く）。現地案内等を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

(3) 2次選考（面接）

1次選考を合格し、おためし体験プログラムに参加された方を対象に、2次選考を行います。面接の日時、方法等については別途お知らせします。

選考結果は、応募者全員に書面にて通知します。

8 提出・問い合わせ先

高知市 鏡地域振興課 担当：後藤
〒781-3102 高知県高知市鏡小浜7番地
TEL 088-896-2001 FAX 088-896-2004
E-mail kc-270300@city.kochi.lg.jp

9 留意事項

- (1) 応募に係る費用は応募者の負担となります。提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
- (2) 審査には高知市森林組合の代表者が選考者として参加し、審査の過程で提出書類を閲覧します。
- (3) 審査の経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。
- (4) 不明な点がある場合は、週休日及び祝日法による休日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分の間に「8 提出・問い合わせ先」にお問い合わせください。